

サウンディング型市場調査質問回答書

質問 1 (小坂田公園に関する質問)	回答 1
<p>公園内各施設における利用者数及び収支の状況(特に支出部分につきましては、人件費とそれ以外で区分できていると幸いです)について、開設時から10年目毎及び直近の10年分の数値をご教示ください。(数値が把握できる施設についてお願いします)</p>	<p>質問1回答資料として作成中です。作成次第塩尻市ホームページにアップします。</p> <p>質問1回答資料のとおりです。</p> <p>なお、資料は平成24年度から平成28年度の5年間分のみです。それ以前の資料については担当課等の変更があり明確でないため作成しておりません。御理解をお願いします。</p>
質問 2 (その他)	回答 2
<p>サウンディング事前説明会後に設けていただきました名刺交換会では、一部の企業間でのみ実施されたため、より可能性の検討とさらなる確度向上に向けて、参加された企業の理解が得られれば、企業名の公表をお願いします。</p>	<p>参加企業名等の公表について、公表することに御理解いただける企業の方は、塩尻市役所都市計画課街路公園係までEメールにて申込みしてください。申込みした企業へのみ、申込みのあった企業名等を通知します。</p> <p>申込期限：平成30年1月25日(木)</p> <p>申込先：toshi@city.shiojiri.lg.jp</p> <p>メール件名：【企業名等公表希望】</p> <p>申込内容：公表する企業名等について、次のことを記載してください</p> <ul style="list-style-type: none">・法人名、法人住所・部署、役職、氏名・連絡先
質問 3 (実施要領に関する質問)	回答 3
<p>P3 9. 対話の実施(3)対話参加の申込について、法人グループの構成が申込時点より対話までの期間に、追加等となる場合、変更は可能でしょうか。</p>	<p>可能です。対話までに変更したエントリーシートを提出してください。</p>

質問4（小坂田公園に関する質問）	回答4
<p>過去および直近の公園管理運営に関わる収支ならびに年間利用者数・利用日数をご教示ください。</p> <p>以下については、施設ごとの歳入・歳出内訳（人件費、光熱水費等含む費目別）をお願い申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マレットゴルフ ・パターゴルフ ・ゴーカート ・多目的運動場 ・自然博物館 ・プール（廃止前・廃止後） 	<p>質問1回答資料として作成中です。 作成次第塩尻市ホームページにアップします。</p> <p>質問1回答資料のとおりです。</p>
質問5（小坂田公園に関する質問）	回答5
<p>現在、維持管理に携わる委託業者、委託金額をご教示ください。（園内管理、警備、保守点検、清掃等）</p>	<p>質問1回答資料として作成中です。 作成次第塩尻市ホームページにアップします。</p> <p>質問1回答資料のとおりです。</p>
質問6（許認可や関係法令に関する質問）	回答6
<p>塩尻市の条例にて小坂田公園に関して定められたことがありましたらご教示ください。</p>	<p>塩尻市都市公園条例、塩尻市都市公園条例施行規則及び塩尻市都市公園使用料減免要綱については、質問6回答資料を御確認ください。</p>
質問7（その他）	回答7
<p>小坂田公園各施設の図面をご提示願います。（プール、運動場、管理棟などの建物 他）</p>	<p>質問7回答資料として作成中です。 作成次第塩尻市ホームページにアップします。</p> <p>図面データの作成が完了しました。容量の関係上ホームページにアップできませんので、必要な場合は塩尻市都市計画課に御連絡ください。</p>

質問 8 (その他)	回答 8
小坂田公園は、道の駅、多目的運動場、自然博物館と多様性の高い公園ですが、現在の管理体制について、どのように管理されているかご教示ください。	質問 8 回答資料のとおりです。

質問 9 (実施要領に関する質問)	回答 9
想定事業の収支を算定するに当たり現状の施設毎の利用者数及び収支明細を開示いただけますか。	質問 1 回答資料のとおりです。

質問 10 (小坂田公園に関する質問)	回答 10
<p>想定事業を計画するに当たり、現状施設の利用に関する制約事項はありますか。</p> <p>① レストラン棟の運営について</p> <p>② 道の駅関連施設の制約事項</p> <p>③ 周知の埋蔵文化財包蔵地の有無</p> <p>④ 多目的広場付近の散水設備は使用できますか。</p>	<p>① レストラン棟の運営について制約はありません。</p> <p>② 道の駅関連施設の制約事項については、質問 10 回答資料のとおりです。</p> <p>③ 周知の埋蔵文化財包蔵地はありません。</p> <p>④ 散水設備は使用可能です。</p>

質問 11 (許認可や関係法令に関する質問)	回答 11
開発行為は必要か。	都市公園法第 2 条第 2 項に規定する公園施設である建築物以外の建築物については必要です。

質問 12 (許認可や関係法令に関する質問)	回答 12
ポール看板設置の規制はあるか。(景観条例等) また、ポール看板の設置位置の規制はあるか。	景観法第 16 条、建築基準法第 88 条、長野県屋外広告物条例第 2 条、第 3 条、第 4 条及び第 8 条を御確認ください。

質問 13 (その他)	回答 13
提案内容による多目的運動場等施設の廃止及び縮小移転は可能か。また、残さないといけない施設はあるか。	廃止及び縮小移転は可能として御提案ください。また残さないといけない施設はありません。

質問 14 (その他)	回答 14
質問 13 に伴う工事費等が発生した場合は民間で負担するのか。	民間活力の導入を基本としますが、市の費用負担が必要な場合は事業費等について御提案ください。

質問 15 (その他)	回答 15
借地料はどの程度想定されているのか。	現在、塩尻市都市公園条例で定めていないため、借地する場合は可能な借地料について御提案ください。

質問 16 (その他)	回答 16
年間利用者のうち、県外、県内、市内別の人数は把握しているか。	把握しておりません。

質問 17 (その他)	回答 17
マレットゴルフ場の森林エリアにて部分的に樹木の伐採は可能か。	可能です。

質問 18 (その他)	回答 18
市及び他主催の年間行事の内容及びスケジュールを教えてください。	質問 18 回答資料のとおりです。

質問 19 (その他)	回答 19
博物館の休館日の変更は可能か。	塩尻市教育委員会が必要と認める場合は変更が可能です。(質問 19 回答資料参照)

質問 20 (その他)	回答 20
駐車場が現状少ないように思われますが、拡大は可能か。	可能です。

質問 21 (その他)	回答 21
高速道路より利用客を集客するために連結する協議を行った経緯はありますか。	ありません。

質問 2 2 (その他)	回答 2 2
地元住民の声として、利活用の要望等がありますか。	プール廃止により、プール再開等の要望が多数ありました。

質問 2 3 (その他)	回答 2 3
雇用関係について、どのように考えるべきか。例えば再雇用、市継続雇用、施設に残られる、または別の就業先へ移動など	特に指定はございません。